誌上法学講座 第12回

著作権法を知ろう ―著作権法入門・基礎力養成講座

著作権(5)
―頒布権・譲渡権・貸与権等―

野田 幸裕
Noda Yukihiro

弁護士、弁理士
N&S法律知財事務所設立所長。著作権法・商標法等の知的財産関連のビジネスコンサル・契約・訴訟等が専門。
前東京都知的財産総合センター法律相談員、一般社団法人日本商品化権協会正会員等。講演・著作等多数。

頒布権・譲渡権・貸与権

著作権法(以下、法)では、複製権が著作権の基本的権利であり、無断で複製するとその段階で権利侵害となるのが原則ですが、著作権の中には著作物の流通過程でも働く権利として頒布(はんぷ)権・譲渡権・貸与権があります。

まず「頒布権」から説明します。頒布権とは、著作者が映画の著作物をその複製物により頒布することができる権利(法26条1項)であり、ここでいう「頒布」とは「有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し又は貸与することをいい、映画の著作物(中略)を公衆に提示することを目的として当該映画の著作物の複製物を譲渡し又は貸与することを含むものとする」(法2条1項19号)とされています。要するに映画の著作者が映画の著作物の複製物を第三者に譲渡したり貸与したりする権利をいいます。なお頒布権の主体は「著作者」と規定されており、映画の著作者は映画監督やプロデューサー等をいいますが(法16条)、劇場用映画など多くの場合、映画に関する著作権は映画製作会社に帰属するため(法29条1項)、頒布権の主体は映画製作会社になります。また頒布権は映画の中で複製されている著作物についても働くので、例えば映画の中で複製されている映画音楽の作曲家はその作曲の著作物を、DVDなど映画の複製物により頒布する権利を有することになります(法26条2項)。

これに対して「譲渡権」とは、映画を除く著作物について、著作者がその著作物の原作品または複製物を公衆に譲渡して提供する権利をいいます(法26条の2第1項)。

また「貸与権」とは著作者が映画を除く著作物を公衆に貸与して提供する権利をいいます(法26条の3)。

以上3つの権利の相違点をまとめると、①頒布権は映画の著作物のみに認められる権利であるのに対し、譲渡権および貸与権は映画以外のすべての著作物に認められる権利であること、②頒布権は映画の複製物、譲渡権は原作品または複製物、貸与権は複製物を対象とする権利であること、③映画を公衆に提供する目的であれば頒布権の相手方は少数特定の者であっても権利が働きますが、譲渡権や貸与権では相手方は公衆であるため少数特定の者への譲渡・貸与には権利は働かないこと、④頒布権には権利の消尽規定が規定されていないのに対し、譲渡権では権利の消尽規定があることなどの違いがあります(法26条2項1～5号)。④の権利の消尽とは、例えば、AがBに映画以外の著作物の複製物を譲渡する場合、その著作物の著作者Xの譲渡権が働くのですが、AB間の譲渡にXが承諾すれば、そこでXの譲渡権は消滅(消尽)し、Bがその複製物をCに譲渡する場合、Xの承諾は不要になるということです(同2項1号)。つまりAB間の第1譲渡によりXの譲渡権は消滅するというルールをいい、ファーストセールドクトリ

ンなどともいわれます。権利消尽の趣旨は著作物が複製された有体物が譲渡される場合、著作権者は第１譲渡を承諾する時点で経済的利益を確保する機会が既に保障されているので第２譲渡以降は、むしろ複製物の円滑な取引の安全を確保するため権利の消滅を定める点にあります。

これに対し、映画に働く頒布権に権利消尽の規定が設けられなかった理由は、劇場用映画の製作には巨額の費用を要し、その投下資本はまず興行収入から回収するわけですが、そのためには配給先劇場に映画をプリントした複製物を数次にわたり貸与し続ける配給制が前提となっていたことから消尽が明記されていないのです。

頒布権について争われた裁判例

● 中古ゲームソフトの頒布権と権利消尽

頒布権では、譲渡権と異なり消尽の規定がないことなどから争われた中古ゲームソフトに関する一連の訴訟があります。

この裁判は、家庭用テレビゲームソフトの中古品を販売する業者とテレビゲームソフトの著作権者との間で、中古ゲームソフトの販売行為が映画の著作物の頒布権を侵害するかについて東京と大阪で争われた事件です。本件紛争の根本的な利益対立は、一方で、データが劣化しないゲームソフトは、新品と中古との品質差がほとんどないにもかかわらず、中古ゲームソフトの転売に頒布権による歯止めがかからないとすれば、新品ゲームソフトの売上げが頭打ちになり巨額の資本投下の回収の機会を奪われるとする著作権者側の利益と、他方で、ひとたび市場に置かれたゲームソフトの流通にいちいち著作権者の承諾を必要とすれば自由な商品流通が害されるとする中古販売業者側の利益との対立が背後にあります。そして、法律上の争点としては、①ゲームソフトは映画の著作物か（法２条３項）、②映画の著作物であるとして、ゲームソフトに頒布権が認められるか（法26条１項）、③頒布権が認められるとして、ゲームソフトの複製物がいったん、譲渡された後は頒布権は消尽するかの３点が問題となりました。

最高裁判所（最高裁平成14年４月25日判決、裁判所ウェブサイト）は、争点①については原審（大阪高裁平成13年３月29日判決、『判例時報』1749号３ページ）同様、ゲームソフトの映画著作物としての著作物性を肯定しました。もともと争点①については、ゲームはプレーヤーの操作によって画面展開が異なることから、映画著作物に要求される「固定性」の要件（法２条３項）を欠くのではないかという疑問があったのですが、ゲームの表現はプログラム化されCD-ROMに収録され固定されているので要件は満たすとの原審の論旨を採用して映画の著作物であることを肯定しました。

争点②についても、本件ゲームが映画の著作物に当たる以上、頒布権（法26条１項）が認められるとしました。

最大の争点③については、要約すると、映画の著作物にのみ頒布権を認めた趣旨は、劇場用映画の製作には多額の資本が投下されているのでその流通をコントロールして効率的に資本を回収する必要があること、劇場用映画の取引については複製品（映画フィルム）を貸与する配給制の慣行があること、著作権者の意図しない上映を規制することは困難だからその前段階の頒布行為を規制する必要があったことなどにあるとしました。これに対し、本件ゲームソフトのように、公衆に提示することを目的としない（配給制度の対象ではない）商品を譲渡する場合、譲渡人から商品を譲受した者は再譲渡の権利を有するのが一般的であるのに、その後の譲渡のたびに著作権者の承諾を必要とすれば円滑な商品流通は阻害されてしまい、著作権者としては複製物を譲渡するときに対価を取得することで代償を確保する機会は保障されており、投下資本の回収の途（みち）は開かれているとして、いわゆるファーストセールドクトリン理論を採用して、頒布権は複製されたゲームソフトがいったん、適法に譲渡（第１譲渡）された後は消えてなくな

る（消尽する）と判断しました。

● 中古ビデオソフトの頒布権と権利消尽

前記裁判例は中古ゲームソフトに関するものですが、劇場公開を前提としない映画の中古ビデオソフトの転売について映画の頒布権が及ぶかが争われた裁判でも、前記最高裁判決と同様の判断が示されました。すなわち映画の中古ビデオソフトも映画の複製物であり頒布権の対象となるが、市場において一般消費者に対して複製物を販売する場合、それが第１譲渡されたときに頒布権は消尽し、その後の譲渡に対しては頒布権の効力は及ばないと判示されました（東京地裁平成14年１月31日判決、『判例時報』1791号142ページ）。これらの一連の訴訟により配給制がある劇場用映画のプリントフィルムには頒布権の消尽はありませんが、ゲームソフトや映画ビデオソフトのようにパッケージ化された複製物が公衆に販売されるような場合は第１譲渡により頒布権は消尽するという判断がほぼ固まったように思われます。

● 貸与権

貸与権は昭和59年（1984年）の法改正により著作者（法26条の３）、実演家（法95条の３第１項）、レコード制作者（法97条の３第１項）に認められた権利です。これは当時、貸レコード店が急増し、著作者らの経済的利益が害されたため新設された権利であって、映画以外の著作物すべてに貸与権が認められています。しかし実演家およびレコード制作者の著作隣接権については、現在は政令により商業用レコード発売日から１年間に限り認められ、その後は報酬請求権となりますので、例えば実演家である歌手に対してはレコード発売から１年間は貸与についてその承諾が必要となりますが、その後は一定の金額を支払えばその歌手の承諾を得ずともレコードの貸与ができるということになります（法95条の３第２項・第３項、法97条の３第２項・第３項）。

● 貸ビデオ（レンタルビデオ）と貸与権

レンタルビデオについては前記のとおり映画の著作物には頒布権が働くので公衆に貸与するには映画製作会社等の許諾が必要になります。

● 貸本と貸与権

貸本についても貸与権が働きます。実は平成16年（2004年）以前は書籍や雑誌を公衆に貸与する貸本業には当分の間、貸与権は適用されないという特例がありました（法旧附則４条の２）。これは貸本業が長い伝統を持ち社会生活に深く根ざしており、零細な貸本業者が書籍を貸与する際に貸本ごとに著作者から貸与について承諾を得なければ営業できないとすると実質上、貸本業の営業は不可能になるし、著作者の個々の承諾に代わる権利の集中管理体制も整っていなかったことが特例の理由とされていました。しかしその後大型レンタル店が出現するなか、出版物貸与権管理センターが発足し集中管理体制ができたことから上記附則は廃止され、他の著作物同様、書籍についても一定の零細事業者を除いて、貸本業についても貸与権が働くものとされています。

● 貸与権者の承諾なく貸与できる場合

次に貸与権者の承諾がなくても著作物の複製物を貸与することができる場合がありますので紹介します。

まず①映画を除く公表された著作物について、②営利を目的とせず、③複製物の貸与を受ける者から名目のいかんを問わず料金を受け取らない場合は権利者の承諾がなくても複製物を公衆に貸与することができます（法38条４項）。例えば図書館などによっては利用者に音楽CDを無償で貸与しているところがありますが、楽曲の権利者からの承諾がなくても貸与できるのは本項の定めによります。

また一定の視聴覚教育施設等では無償の貸与であるときは映画の複製物を頒布権者の承諾がなくても貸与することができますが、映画の著作権者等に対し相当額の補償金を支払う必要があります（同５項）。

上映権

「上映権」とは著作者が、「著作物を公に上映する権利」をいいます（法22条の２）。ここにいう「公に」とは「公衆に直接見せ又は聞かせることを目的」とすることをいいます（22条。以下、同じ）。

また「上映」とは、「著作物（公衆送信されるものを除く。）を映写幕その他の物に映写することをいい、これに伴つて映画の著作物において固定されている音を再生することを含むものとする」とされています（法２条１項17号）。上映権は元々、映画にのみ認められていた権利なのですが上映の技術が革新され、映画を映写幕で上映する伝統的手法のみならず、写真、絵画、図面、言語など多様な著作物が大型プロジェクターや建造物に直接、映写することも可能になったため、映画以外のすべての著作物について上映権が認められるに至りました。

口述権

「口述権」とは著作者が「言語の著作物を公に口述する権利」をいいます（法24条）。「口述」とは「朗読その他の方法により著作物を口頭で伝達すること（実演に該当するものを除く。）」をいい（法２条１項18号）、詩や小説の朗読会や講演、講義などが口述権の対象となります。

展示権

「展示権」とは著作者が「その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利」をいいます（法25条）。「原作品」とはオリジナル作品をいい、複製品は展示権の対象とはなりません。写真ではネガやデータから紙焼きした作品、版画などは刷った１枚１枚、油絵ならオリジナル作品が原作品です。油絵を精密にリトグラフにして100点限定で発行してもそれは油絵の複製品であって原作品ではないので展示権の対象にはなりません。

展示権の制限としては、「美術の著作物若しくは写真の著作物の原作品の所有者又はその同意を得た者は、これらの著作物をその原作品により公に展示することができる」とされています（法45条１項）。ただし、その原作品が「街路、公園その他一般公衆に解放されている屋外の場所又は建造物の外壁その他一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置する場合」には展示権は適用されません（同２項）。例えば、ブロンズ像の所有者は著作者である作者の承諾がなくても原作品であるそのブロンズ像を美術館の展覧会に貸し出して一般の来客に展覧させるため展示することができますが、所有者がその像を美術館前の公園に恒常的に展示するには作者の承諾が必要になります。このようにして著作権と所有権との調整が図られているわけです。

また美術の著作物の原作品が屋外の場所に恒常的に設置されているもの（法45条２項）または建築の著作物は方法のいかんを問わず第三者は原則的にこれを利用できるのですが、例外的に ①彫刻の増製や彫刻の複製物を公衆へ販売などすること、②建物を建築により複製したり建物の複製物を公衆へ販売などすること、③屋外に恒常的に設置するためにする複製、④専ら美術の著作物の販売を目的とする複製またはその複製品の販売には、著作者の承諾がそれぞれ必要になります（法46条１号～４号）。

この点、市バスや消防車、パトカーなどの働く車を絵本にして販売していたところ、その市バスの側面に原告の絵画の複製が書かれていた市バスの写真の掲載や書籍の販売が同４号に該当するかが訴訟で争われた事案があります。裁判では概ね、本書籍が幼児向け図書であり、各種自動車の写真を掲載して幼児教育的観点から監修されている性質の書籍であり、市バスの写真の掲載方法も格別不自然な態様ではなく、読者も市バスが各種自動車の一例として掲載されているとの印象を受けると考えられることなどから同４号の「専ら」の要件は満たされていないので著作者の承諾は不要と判示されました（東京地裁平成13年７月25日判決、裁判所ウェブサイト）。